

7. (2) 研修受講に関する留意事項

Ⅰ 研修の受講通知について

(1) 受講対象者の報告をもって受講を決定する研修

4月当初の各校からの報告をもって決定とします。該当教員に周知ください。

研 修 名	研 修 区 分
マネジメント研修	マネジメント研修
主幹教諭研修	
教職2年次研修（幼稚園・こども園・小学校・中学校）	ステージ研修
教職3年次研修（幼稚園・こども園・小学校・中学校）	
教職4・5年次研修（小学校・中学校）	
教職6年次研修（小学校・中学校）	
中堅教諭等資質向上研修（小学校・中学校）	
事務職員2年次研修	
事務職員3年次研修	
ミドルリーダー研修	職務研修
OJT推進リーダー研修	
特別支援学級新担任研修	
事務職員研修	
主任事務主事研修 （1～3年次、5年次、6年次、7年次以降）	
事務主査研修（1～7年次）	
事務職員共同実施リーダー研修	
臨時的任用教員研修（小学校・中学校）	スキルアップ研修

(2) 受講希望者の申し込みをもって受講を決定する研修

次の研修に関する詳細やPlant（全国教員研修プラットフォーム）による受講申し込みについては別途連絡します。

研 修 名	研 修 区 分
教職員の心と技を磨く研修1～5	スキルアップ研修
特別支援教育研修1～4	
教科等領域別研究会公開研修講座	
若手教員の生徒指導力向上研修	

2 出席・欠席・遅刻・早退・受講変更等について

令和7年度（2025年度）大津市教職員研修計画を各校へ配付した後、学校行事の開催を追加で検討される場合は、研修計画に示す研修日に受講対象者が主として関わる学校行事等を設定しないようお願いします。

（1）出席について

- ① 受講者は、出席簿に毎回、自筆による名前の記入をしてください。
- ② 所属長は、受講者の無届の欠席・遅刻・早退・受講変更がないように適切な指導及び計画をお願いします。

（2）欠席・遅刻・早退・受講変更について

- ① やむを得ない事由により受講に支障が出た場合は、事由が発生した時点で速やかに所属長を通して大津市教育センターにその旨を連絡し、協議後に下記の届をご提出ください。

欠席 → 様式1「欠席届」 様式2「受講変更届」 様式3「代替受講報告書」
A 欠席し受講変更や代替受講をしない場合 様式1
B 受講変更をする場合 様式2
C 代替受講をする場合（センター指定の講座等） 様式3

遅刻・早退 → 届の提出は不要です。

※研修開始時刻を過ぎても連絡がない事案が**希望研修で散見されます**。

申し込みをされた研修は、本人ならびに管理職も十分な確認をお願いします。

※様式は下記からダウンロードしてください。

【校支援】「グループウェア」→「ライブラリ」→「教育センター」→「教職員研修」
【Otsu I Station】「ライブラリ」→「教育委員会」→「教育センター」→「01 様式集」

- ② 前日または当日に欠席等が生じた場合は、所属長から電話で大津市教育センターへ連絡し、その後、正式に届を提出してください。

連絡先 TEL 077-522-1910

- ③ 提出手順は次のとおりです。 **所属長** → **大津市教育センター所長**

（3）代替研修について

次の研修（ステージ研修）について、やむを得ない事由により欠席する場合は、原則として他の研修等への受講変更が必要です。

遅刻・早退や特別休暇取得による欠席の場合は、センター内で協議の上決定し、連絡します。

- | | |
|--------------------|------------------|
| ・ 初任者研修（小・中） | ・ 新規採用教員研修（幼） |
| ・ 教職2年次研修（幼・小・中） | ・ 教職3年次研修（幼・小・中） |
| ・ 教職4・5年次研修（小・中） | ・ 教職6年次研修（小・中） |
| ・ 中堅教諭等資質向上研修（小・中） | |

※他の研修等への受講変更ができない場合、教育センターが定める研修（代替研修）を受講し、代替受講報告書（様式3）を提出してください。

※県委託研修については、県との協議の上決定し、連絡します。

3 非常変災時・その他緊迫事態が発生した場合について

(1) 研修の中止または延期について

- ① 一日研修及び午前のみの場合：当日の午前7時現在で、大津市内に「特別警報」または「暴風を含む警報」が発表されている場合には、中止または延期します。この場合、所属長の指示に従ってください。
 - ② 午後のみ研修の場合：当日の午前11時現在で、大津市内に「特別警報」または「暴風を含む警報」が発表されている場合には、中止または延期します。この場合、所属長の指示に従ってください。
- ※なお、延期された研修の実施日等については、後日、庁内メール（幼稚園・こども園）、校支援内部メール（小・中学校）にて通知します。

(2) 研修の受講が危ぶまれる場合について

地震等の不測の災害が発生して、研修の受講が危ぶまれる場合は、所属長の指示に従ってください。この場合は、所属長は大津市教育センターへ電話で連絡し、後日、正式に届を提出してください。

(3) 交通事故等が発生した場合について

研修会場への途中、交通事故等が発生した場合は、受講者は所属長や関係諸機関に連絡するとともに、所属長は大津市教育センターへ電話で連絡し、後日、正式に届を提出してください。

(4) 特定感染症等が発生した場合や緊急事態宣言が出された場合について

事前に所属長あて通知します。

(5) 滋賀県に熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)が発表された場合について

発表された翌日の開催予定研修講座は、原則、予定通り開催します。

ただし、会場設備（空調設備等）により健康上の安全を確保できない場合は、「会場や内容を変更し開催する」もしくは「中止または延期する」とします。なお、その場合は、庁内メール（幼稚園・こども園）、校支援内部メール（小・中学校）にて連絡します。

4 その他 研修に関する留意事項

(1) 大津市教育センターおよび大津市生涯学習センターが研修会場の場合について

- ①【交通機関】研修受講者のための駐車場はご用意できません。研修を受講される際は、以下の公共交通機関をご利用ください。

＊京阪電鉄石坂線「膳所本町駅」下車 徒歩 7 分

＊湖岸経由バス「膳所公園」下車 徒歩 2 分

＊ＪＲ琵琶湖線「膳所駅」下車 徒歩 20 分

②【大津市教育センターおよび大津市生涯学習センター利用上の注意】

- ・大津市教育センターおよび大津市生涯学習センター内は全面禁煙です。
- ・緊急、やむを得ない場合を除いて、研修受講中の電話の取り次ぎはいたしません。
また、受講中は携帯電話・スマートフォンの電源を切るかマナーモードに設定してください。
- ・飲食物等のゴミ類は、受講者の責任において持ち帰ってください。

(2) 大津市教育センターおよび大津市生涯学習センター以外が研修会場の場合について

- ① 会場へは、原則として公共の交通機関を利用してください。
- ② 飲食等については、会場責任者の指示に従ってください。指定する場所以外での飲食はできません。
- ③ 時間的な余裕をもって出かけるようにし、交通事故防止に十分留意してください。

(3) その他

- ① 研修の開始時刻及び終了時刻については各研修により異なります。事前に必ず研修計画で確認してください。
- ② 受付は、研修開始時刻の 30 分前から開始します。
- ③ 終日研修の場合は、12:30～13:30 を昼食・休憩時間としますが、準備や諸連絡等のため、午後は 10 分前には席に着くようにしてください。
- ④ 諸般の事情により、やむを得ず研修の期日、会場等を変更する場合は、事前に大津市教育センターから通知します。
- ⑤ 時期によって冷暖房を行います。個人差もありますので、衣服等により各自対応してください。
- ⑥ 研修にふさわしい服装で受講してください。
- ⑦ 手話通訳、車いす等の特別な配慮を必要とする場合は、事前に所属長より大津市教育センター所長まで申し出てください。